

令和6年第2回定例教育委員会日程

1 日時 令和6年2月5日(月) 9:30~11:00

2 場所 瀬戸内町役場 4階 委員会室

3 内容

- (1) 令和6年第1回定例教育委員会議事録の承認
- (2) 教育長所掌事務処理経過報告
- (3) 事務連絡
- (4) 議題 なし

4 その他

- ① 学力向上について
- ② 月例報告について
- ③ 「にほんの里・加計呂麻留学」「与路小中学校海の子留学」の現状について

※ 教育委員研修

令和6年 第1回定例教育委員会議事録

日時及び場所	出席者	
令和6年1月5日(月) 9時30分~10時50分 瀬戸内町 役場 (4階 委員会室)	中村 洋康 教育長 福田 豊久 委員 丸内 弥生 委員 渡島 正広 委員	徳田 義孝 総務課長 保島 弘満 社会教育課長 山田 将司 課長補佐兼指導主事 田原 浩治 社会教育課長補佐 高橋 進一 学校教育係長兼指導主事 黒田 洋平 総務課長補佐

件名	審議の状況	採決の次第
議案第1号 瀬戸内町学校管理規則の一部改正について	別紙のとおり	承認
議案第2号 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について	別紙のとおり	承認

会 議 要 旨

1 開会通告

中村教育長 　ただ今から、令和6年第1回定例教育委員会を開催いたします。

2 令和5年第12回定例教育委員会議事録の承認

◆ 福田委員が朗読し、一部修正の上、承認された。

中村教育長 　与路小中学校海の子留学について、変更があった部分の説明を事務局よりお願いします。

黒田課長補佐 　海の子留学について変更がありましたので報告いたします。前回、入学生が4名ということ報告しましたが、現在、留学している小6年生が継続を考えており、冬休みに帰省した際に保護者と相談して決めたいということで、学校から連絡がありました。保護者へ冬休み明けに確認をしたいと考えております。

3 教育長所掌事務処理経過報告

◆ 令和5年12月5日～令和6年1月5日までについて

中村教育長から説明がなされ、別紙のとおり報告された。

福田委員 　町民体育大会等町主催行事の運営見直しについてですが、本町の場合、行事が多いように感じます。町民体育大会は、去年は7チームから5チームの参加ということでした。チーム編成についてもこれから考えていかなければならないと思います。今後、チーム数が少なくなれば清水グラウンドの施設の検討も考えなければなりません。

保島課長 　町民体育大会のあり方について、平成16年度に14地区から7地区にチームを改編いたしました。今回5チームの参加ということを見ると、地区対抗での大会見直しを視野に入れながら、町民体育大会の在り方検討委員会（仮称ですが）を設置し、大会そのものの在り方について令和6年度で協議をしていきたいと思っています。また、清水地区の運動公園の整備については、清水地区文化スポーツ村建設検討委員会において考えていきます。

4 事務連絡

徳田課長 　総務課の1月行事予定表の説明

保島課長 　社会教育課の1月行事予定表の説明

渡島委員 　教育委員として出席する行事はどれでしょうか。

保島課長 　社会教育関係は、駅伝競走大会があります。町PTA研究大会もありますが、担当校から案内があります。

5 議題

中村教育長 　議案第1号 瀬戸内町学校管理規則の一部改正について
事務局より提案理由の説明をお願いします。

徳田課長 　内容については、文部科学省からの通知により「養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容」を規定するものであります。添付の学校管理規則の第37条を挿入するものです。ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

（全会一致で承認）

中村教育長 　議案第1号 瀬戸内町学校管理規則の一部改正については原案のとおり承認いたしました。

本日付で事務処理をお願いします。

中村教育長 　議案第2号 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定について
事務局より提案理由の説明をお願いします。

徳田課長 　瀬戸内町学校管理規則の一部改正に伴い、要綱を制定するものであります。ご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

中村教育長 内容については、標準的なもので本町に合わせて内容を見直したということではないわけですね

徳田課長 まずは、要綱を定めて、今後学校地域の実情によって必要な場合は対応したいと考えております。

渡島委員 標準的などということと実際の職員の配置として、栄養教諭がいない学校においては、養護教諭やほかの職員が給食の管理に関することを行っていると思います。標準的などというのは、大まかな例としてあり、この規則にとられるわけではなく、学校の実態に合わせたかたちもあると思います。

丸内委員 養護教諭の場合、兼務校というのがあります。学校間で十分に話をされ、養護教諭の考えも聞いた上で校務分掌等の整理をした方がよいかと思います。

中村教育長 養護教諭や栄養教諭の職務の内容の規定ですので、それを具体的に瀬戸内町の実情で定めるということですので、より明確になって、啓発も含めてその中で具体的な話ができると思います。校長同士でも共通認識の中で活用していただければと思います。

(全会一致で承認)

中村教育長 議案第2号 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の制定については、原案のとおり承認いたしました。本日付での事務処理をお願いします。

6 その他

① 学力向上について

中村教育長 事務局の説明をお願いします。

高橋指導主事 瀬戸内町ジュニア ICT リーダー研修会・情報教育研修会について説明

② 月例報告について

中村教育長 事務局の説明をお願いします。

高橋指導主事 月例報告についての説明

丸内委員 各学校で週一回生徒指導関係の会があると思いますが、それはどうなっていますか。

高橋指導主事 古仁屋中学校でも週一回生徒指導部会がありまして、スクールソーシャルワーカーの先生方も入っていただいて情報共有を行っています。

丸内委員 小学校へいったことがあるのですが、内容の進め方について工夫が必要だと思ったことがあります。人数が多いこともあって、子ども一人一人について十分に検討できないことがありました。古仁屋中学校の場合はどうですか。

高橋指導主事 丸内委員からもアドバイスをいただいたのですが、人数が多いので一人に対してピンポイントでやっていこうということを4月から大事にしてきました。ソーシャルワーカーの先生とも共有していて、かなりの数の子どもが改善してきている状況です。いろいろな先生方からアドバイスをいただいたおかげで、個に対応できてきていると思います。学校の先生方も家庭訪問など熱心に対応していただいております。

丸内委員 着実に子どもたちの改善ができてきているということですね。

中村教育長 高橋指導主事・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが月1回から2回情報共有を行い、学校とも連携を図っている中で少しずつ改善傾向にあるのご理解いただきたいと思います。

③ 瀬戸内町子ども文化祭について

田原課長補佐 瀬戸内町子ども文化祭の日時等について説明

④ 会議要旨等について

黒田課長補佐 会議要旨等について、瀬戸内町 HP へ掲載することを報告

※教育委員研修

中村教育長が進行し、「教育委員会必携」をもとに教育委員研修を実施した。

7 閉会

中村教育長 これで、令和6年第1回定例教育委員会を終了いたします。

瀬戸内町立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月5日

瀬戸内町教育委員会

瀬戸内町教育委員会規則 号

瀬戸内町立学校管理規則の一部を改正する規則
瀬戸内町立学校管理規則(昭和39年9月1日規則第8号)の一部を次のように改正する。

第66条を第67条とし、第60条から第65条までを1条ずつ繰り下げる。

第6章中第59条を第60条とし、第58条を第59条とし、第57条を第58条とする。

第5章第3節中第56条を第57条とする。

第5章第2節中第55条を第56条とする。

第5章第1節中第54条を第55条とし、第51条から第53条までを1条ずつ繰り下げ、第50条の2を第51条の2とし、第50条を第51条とし、第49条の3を第50条の3とし、第49条の2を第50条の2とし、第49条を第50条とし、第45条から第48条までを1条ずつ繰り下げ、第44条の2を第45条の2とし、第44条を第45条とし、第43条を第44条とし、第42条を第43条とする。

第4章中第41条の3を第42条の3とし、第41条の2を第42条の2とし、第41条を第42条とし、第40条を第41条とし、第39条の10を第40条の10とし、第39条の9を第40条の9とし、第39条の8を第40条の8とし、第39条の7を第40条の7とし、第39条の6を第40条の6とし、第39条の5を第40条の5とし、第39条の4を第40条の4とし、第39条の3を第40条の3とし、第39条の2を第40条の2とし、第39条を第40条とし、第38条を第39条とし、第37条を第38条とし、第36条の次に次の1条を加える。

(養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務内容)

第37条 教育長は、養護教諭及び栄養教諭の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱をここに公布する。

令和6年1月5日

瀬戸内町教育委員会告示 号

瀬戸内町教育委員会

(目的)

第一条 この要綱は、瀬戸内町立学校管理規則第37条に基づき、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例(以下「標準職務」という。)を明らかにすること等を通じ、もってその専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。

(養護教諭の標準職務)

第二条 養護教諭の標準職務は、別表第一に掲げるとおりとする。

(栄養教諭の標準職務)

第三条 栄養教諭の標準職務は、別表第二に掲げるとおりとする。

(養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に係る留意事項)

第四条 養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に際し、校長が留意すべき事項は次に掲げるとおりとする。

(1) 別表第一に掲げる養護教諭の標準職務及び別表第二に掲げる栄養教諭の標準職務は、校務の中で主として養護教諭及び栄養教諭が行う職務の範囲及びその職務に含まれる具体の業務を示したものであること。

(2) 校長は、養護教諭及び栄養教諭の標準職務を参考に、校務分掌を定め、又は見直すこと。その際に、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校や地域の実情等を踏まえつつ、養護教諭及び栄養教諭が担う職務の範囲が曖昧になったり、徐々に拡大したりしないよう、できる限り具体的に定めること。

養護教諭及び栄養教諭が業務を実施するに当たっては、校務分掌に基づき、教諭等や養護教諭、栄養教諭の間で適切に役割分担を図るとともに、事務職員や専門スタッフ、外部人材等との連携・協力等が求められること。

(3) 養護教諭及び栄養教諭の標準職務に掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、学校や地域の実情等に応じて養護教諭及び栄養教諭が担うことが必要と校長が認めるものについては、校務分掌に位置付けることが可能であること。その場合には、養護教諭及び栄養教諭の標準職務に掲げている職務を整理又は精選した上で実施することを前提とすることが適切であること。

別表第一 養護教諭の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として保健管理に関すること	健康診断、救急処置、感染症の予防及び環境衛生等に関すること	健康診断の実施（計画・実施・評価及び事後措置） 健康観察による児童生徒の心身の健康状態の把握・分析・評価 緊急時における救急処置等の対応 感染症等の予防や発生時の対応及びアレルギー疾患等の疾病の管理 学校環境衛生の日常的な点検等への参画
		健康相談及び保健指導に関すること	心身の健康課題に関する児童生徒への健康相談の実施 健康相談等を踏まえた保健指導の実施 健康に関する啓発活動の実施
		保健室経営に関すること	保健室経営計画の作成・実施 保健室経営計画の教職員、保護者等への周知 設備・備品の管理や環境衛生の維持をはじめとした保健室の環境整備
		保健組織活動に関すること	学校保健計画の作成への参画 学校保健委員会や教職員の保健組織（保健部）等への参画
2	主として保健教育に関すること	各教科等における指導に関すること	各教科等における指導への参画（チーム・ティーチング、教材作成等）

備考

(一) 養護教諭は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第一百四十七号）附則第十四項に基づき、当分の間、その勤務する学校において、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができるとされており、兼職発令を受けることにより、養護教諭としてで

はなく、教諭・講師として当該職務を遂行することが可能である。

(二) 校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の別表番号2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、養護教諭の職務とすることも可能である。

別表第二 栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として食育に関すること	各教科等における指導に関すること	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導への参画(チーム・ティーチング、教材作成等)
		食に関する健康課題の相談指導に関すること	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導(実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等)
2	主として学校給食の管理に関すること	栄養管理に関すること	学校給食実施基準に基づく栄養管理(献立作成、栄養摂取状況の把握)
		衛生管理に関すること	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理(学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言)

備考

校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の別表番号2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、栄養教諭の職務とすることも可能である。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。